

改宗をめぐるシャリーア裁判所の管轄権

光成歩

1. シャリーア裁判所の管轄

マレーシアにおける司法権は、大きく2つに分類できる。ひとつはシャリーア裁判所、もうひとつは一般の裁判所(以下、一般裁判所)である。マレーシアは連邦制をとっており、連邦憲法第9附則第1表には連邦議会の、同第2表(以下、州リスト)には州議会の立法権限が定められている。シャリーア裁判所の管轄権は、州リストに定められた内容についての州の立法によって決定される¹。

一般裁判所管轄は連邦憲法121条1項で定められているが、1988年の憲法改正²により同121条に1A項(以下、121(1A))が設けられ、これにより「1項で言及された裁判所はシャリーア裁判所の司法管轄に属するいかなる事項についても管轄権を持たない」ことが明確に定められた。これ以前にはシャリーア裁判所での判決に対し一般裁判所に上訴することが認められていたが、121(1A)によりシャリーア裁判所は一般裁判所に対し独立の管轄権を持つこととなった。

ただし、121(1A)はそれ自体がシャリーア裁判所に管轄権を与える法ではなく、一般の裁判所との管轄の重複を解決するに過ぎない。シャリーア裁判所の管轄権は、州リストに定められた事項についての州の立法によってのみ発生³するのであり、州リストからの推論から派生するものでは

ない⁴。

しかし州法に明確な規定がない場合のシャリーア裁判所の管轄権については解釈の余地を残すようである。シーク教徒の男性が未成年のときに親の同意を得ずにイスラームに改宗し、成人後再びシーク教徒に戻ったことの認定を高裁(一般)に申し立てた事件(*Soon Singh a/l Bikar Singh v Pertubuhan Kebajikan Islam Malaysia (PERKIM) Kedah & Anor*⁵)では、イスラームからの改宗について州法に明確な規定がない場合の管轄権が争われた。ここでは州法に基づき管轄を決定することが支持されたものの、イスラームへの改宗の規定からの類推によりシャリーア裁判所の管轄権が認められた。しかし、仏教徒であった故人がイスラームに改宗していたかどうかの認定を妻が申し立てた事件(*Ng Wan Chan v Majlis Ugama Islam Wilayah Persekutuan & Anor*⁶)では、より厳格に、州法による管轄権の付与がない限りシャリーア裁判所のその事項についての管轄権は排除される、として一般裁判所の管轄権を認めている⁷。

⁴ *Shaik Zolkaffily bin Shaik Natar & Ors (Sued as Trustee of The Estate of Shaik Eusoff bin Sheik Latiff, Deceased) v Majlis Agama Islam Pulau Pinang dan Seberang Perai* [1997] 3 MLJ 281.

⁵ [1991] 1 MLJ 489.

⁶ [1991] 3 MLJ 487.

⁷ ただし、前者の原告はムスリムであった(シャリーア裁判所で棄教したことが認定されない限りはムスリムであるという州ファトワによる)のに対し、後者の原告は非ムスリムである。当事者がムスリムである場合にはシ

¹ イスラーム法とイスラームの宗教を信仰するものの身分法、家族法。(他、連邦憲法第9附則第2表参照。)

² 1988年6月10日発効。

³ 連邦直轄領では連邦議会による立法により発生。

2. Moorthyのケース

ここで今回のケースについてシャリーア裁判所と一般裁判所の管轄権の観点から検討を加える。問題の第一点は、イスラーム宗教局(JAWI)が非ムスリムについては管轄を及ぼさないシャリーア裁判所に申し立てを行ったこと、このため故人の妻が司法手続きから排除されたことである。シャリーア裁判所は一方当事者に非ムスリムを含む訴訟には管轄を及ぼさないが、この場合争われたのは故人がムスリムであったかどうか、故人をムスリムとして埋葬すべきかどうかであり、妻は決定内容に大きく影響されるにもかかわらず当事者と見なされず、証言も許されていない。

そして第二に、妻が不服を訴えた高裁は、一般裁判所はイスラームについての管轄権を持たず、シャリーア裁判所の決定を覆すことはできないとして妻の申し立てを却下したことである。先に挙げた Ng Wan Chan の事案と比較すると、一般裁判所がイスラームに関する事項について管轄権を持たないとしても、州法による明確な規定がない限り、故人がムスリムであったかどうかの認定がシャリーア裁判所の排他的な管轄に属しているとは言えない。一般裁判所に申し立てを行うこと自体は可能であったはずである。今回の事案の却下は、申し立て内容の性質による管轄の決定ではなく、シャリーア裁判所が決定を下した事案について一般裁判所は審理できないという原則による決定である。

これにより妻は、どちらの裁判所からも法的救済を得られないという司法管轄のはざまに取り残

される事態に陥ったのである。改宗をめぐることは、それに伴う子どもの改宗問題、財産の問題の他、配偶者のどちらかが改宗した場合、改宗者本人は一般裁判所にもシャリーア裁判所にも離婚申し立てが行えないなど、2つの裁判システムの管轄権の空白や重複による問題が山積している。また、イスラームからの改宗も明確な規定がない⁸ことにより、それ自体困難なものとなっている。

今回のケースは社会的な反響も大きく、121(1A)の見直しも議論されている。今回のケースがイスラームの法システムの拡大・拡張と映っているのは、2つの裁判システムの管轄権の曖昧さにより、非ムスリムや改宗者が犠牲になる状況が続いてきたためである。しかし問題のもう一点が、シャリーア裁判所の手続きの適正さに関する両義性に求められることを見ずごしてはならない。即ち、故人の妻を非ムスリムであるという理由から証人としてさえ認めないということは、裁判所の事実発見機能が、イスラーム司法独自の原則との相克により歪曲されていることを意味する。今回の事案は、近代的な裁判所の体裁を整えつつあるシャリーア裁判所の1つの限界を指すものだと言えるだろう。

シャリーア裁判所の管轄を認める傾向があるという指摘がある。[2002] 1 MLJ cxxx.

⁸ イスラームからの改宗についての法規定を定めていない州は半数以上にのぼる。